

## いずみの園児童クラブピーター運営要領

- (目的) この要領は、中津市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、平日の放課後や長期休暇時に安心して仕事ができるよう、小学校に就学している児童を対象に預かり、安全かつ健全な育成を図ることを目的とする
- (設置主体) 社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団
- (運営) この児童クラブの運営は、社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団が行う
- (名称) この児童クラブの名称を、いずみの園児童クラブピーターという
- (事業所) このいずみの園児童クラブピーターの事業所を中津市大字蛸瀬 646-1 いずみの園かきぜサポートセンター内に置く
- (対象児)
- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学児童を対象とする
  - ・保護者の就労状況は、就労証明をもって確認する
  - ・産休期間は体調の回復を考慮し利用できる。育児休暇中は家庭での育児期間とし、預かり利用はできない(ただし、家庭の事情等相談に応じる)
- (支援方針) 生活の場として安心して過ごせるよう環境を整え、安全面に配慮しながら自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子ども発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立ができるよう支援していく
- (職員)
- ・放課後児童指導員及び補助員は、2名以上配置する
  - ・職員は、本要領の目的と支援方針、支援内容に準じた支援を行い、子どもの健全な育成に努める
- (開所時間)
- ・平日  
放課後から18時00分まで
  - ・土曜日  
午前8時00分から17時30分まで
  - ・春・夏・冬休みの平日  
午前8時00分から18時00分まで
- ※上記開所時間にあつて、保護者の勤務の都合などによっては相談の上閉所する時間以降延長する事ができる。ただし、最長1時間までを限度として別途400円を加算する

※延長に関しては、上限を2,000円とし5回の利用を超える場合は、月契約に変更する

※開所時間については、児童が早めに帰宅し、児童クラブに児童が不在となった場合、18時を待たずに閉所する

(開所日) 日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月30日～1月3日)を除く日

※自然災害、感染症などの理由で休業することもある

(支援内容) ・生活や遊びの活動を通じてルールと豊かな人間性を育てる  
・高齢者や障がい児(者)との交流を通し思いやりを育て、福祉文化にふれる  
・地域活動を通じ、自分の住む町を知る  
・子どもの健全育成の為に、保護者の悩み事などの相談に応じる

(費用) ・会費月額 6,000円  
・保険料 その年で定められた額  
・その他活動に係る費用  
延長利用時の延長料は、1回×400円  
※5回を超える場合は、月契約に切り替え2,000円とする  
・徴収は毎月月末、翌月27日(土・日・祝日の時は翌営業日)の銀行引き落としとする

(定員) 40名とする  
※定員を超える場合は、家庭・児童等の状況を勘案し優先順位を検討する

(実施地域) 中津市 北部校区

(利用期間) ・年度(その年の4月1日から翌年3月31日まで)の1年間(年契約)とする  
・年の途中の申し込みにあつては、その月から翌年3月31日までとする  
・実施期間の1年間は就労し児童クラブを利用することが前提の利用となる

(退会) ・利用年度の月日から翌年3月31日までの利用期間が満了した場合  
・退会を申し出た場合、会費の中の運営費にあたる4,000円×残りの期間を徴収する。ただし、転校、長期入院などやむを得ない場合は除く  
・料金の滞納が2ヶ月以上あった場合

(損害賠償) ・事故・怪我が発生した場合の損害賠償は、保険保障の限りとする

(緊急時) ・児童クラブを利用中に、病状などの急変状態が生じた場合やその他緊急事態が

発生した場合は、速やかにご家族に連絡する等必要な対応を行う

- ・感染症流行時、児童またはそのご家族の体調によっては利用を控えていただくなどの対応を行う

- (非常災害)
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を適宜行う
  - ・利用中に、自然災害が発生した場合、必要により避難等の措置をとる

- (虐待防止)
- ・職員は、研修等を通じて、人権意識の向上や知識、技術の向上に努め、児童の人権擁護、虐待防止に努める
  - ・虐待の疑いが生じた場合、速やかに市へ報告を行う

- (送迎)
- ・当児童クラブ職員による送り迎えは、原則としておこなわない
  - ・平日は、放課後直接学校から来園する。帰りは、保護者によるお迎えもしくは保護者より依頼のあった時間に退園する
  - ・保護者による送り迎えが出来ないときは事前に連絡を必要とする

- (安全配慮)
- ・感染症の早期発見・早期対応に努め、感染拡大を防ぐ為に保護者に協力を求める
  - ・児童クラブ利用の子どもが感染症（新型コロナウイルスやインフルエンザ等）に罹患していなくても、学級閉鎖や家族が罹患した場合、その間児童クラブの利用はできない
  - ・出欠・送迎の変更、体調の変化等あった場合、連絡ノートや電話、送迎時等に速やかな連絡を要する
  - ・秩序を乱す行為のある場合は、利用の継続を検討する

- (苦情受付)
- ・苦情に対し、迅速かつ適正に対応するために苦情受付窓口を設置し、保護者に周知を行う

この要領は2023年4月1日から施行する

この要領は2023年6月1日に改定する

この要領は2023年8月1日に改定する

この要領は2023年11月1日に改定する

この要領は2024年4月1日に改定する

この要領は2024年7月1日に改定する